平成２２年（フ）第４２７号
東京都府中市天神町３丁目１番地の１府中天神町三丁目アパート１―102
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４４０号
東京都町田市木曽東４丁目７番941号
債務者　久保田美和
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４４１号
東京都立川市高松町１丁目16番16号
債務者　堀田　良子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４４５号
東京都町田市本町田2523番地７公社住宅ハ26―511
債務者　渡部　浩美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４５９号
東京都昭島市緑町５丁目13番31号
債務者　舩木　幸義
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５７号
東京都八王子市打越町1174番地105
債務者　青木　秀之
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７０号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―26―402
債務者　山崎　雄三
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４３８号
東京都八王子市打越町1174番地105
債務者　青木　勝利
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４３９号
東京都八王子市打越町1174番地105
債務者　青木とよ子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３号
愛知県豊橋市芦原町字芦原56番地20
債務者　北澤　里美（旧姓贄）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１９７号
宮城県大崎市松山下伊場野字舟戸17番地
破産者　佐藤　有華
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２６３号
宮城県大崎市鹿島台大迫字川前143番地３
破産者　鈴木　英樹
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３３０３号
群馬県沼田市栄町101番地
破産者　水落美智代（旧姓河合）
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３８７号
横浜市港南区上永谷４丁目17番24号　福岡ハイツＢ棟１号室
破産者　野崎　克郎
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８８号
川崎市宮前区水沢３丁目４番48号、旧住所川崎市宮前区犬蔵３丁目12番５―304号
破産者　吉浦　惠二
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８９号
川崎市宮前区水沢３丁目４番48号、旧住所川崎市宮前区犬蔵３丁目12番５―304号
破産者　吉浦　榮子
1　決定年月日　平成22年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係